

II 參考資料

文化的景観関連法令

1 文化財保護法（抄）

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、抜粋
最終改正：平成 19 年 3 月 30 日法律第 7 号

目次

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 4 条)
第 2 章	削 除	
第 3 章	有形文化財	(第 27 条～第 70 条)
第 4 章	無形文化財	(第 71 条～第 77 条)
第 5 章	民俗文化財	(第 78 条～第 91 条)
第 6 章	埋蔵文化財	(第 92 条～第 108 条)
第 7 章	史跡名勝天然記念物	(第 109 条～第 133 条)
第 8 章	重要文化的景観	(第 134 条～第 141 条)
第 9 章	伝統的建造物群保存地区	(第 142 条～第 146 条)
第 10 章	文化財の保存技術の保護	(第 147 条～第 152 条)
第 11 章	文化審議会への諮問	(第 153 条)
第 12 章	補 則	(第 154 条～第 192 条)
第 13 章	罰 則	(第 193 条～第 203 条)
	附 則	

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 1 号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 8 章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第 134 条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域又は同法第 61 条第 1 項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第 109 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第 134 条第 1 項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要文化的景観の選定の解除)

第 135 条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第 2 項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第 136 条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第 137 条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
- 3 文化庁長官は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第134条第1項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第138条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第4項で準用する第36条第2項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第139条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(現状等の報告)

第140条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第141条 文部科学大臣は、第134条第1項の規定による選定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

- 2 文化庁長官は、第137条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による命令又は第139条第3項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。
- 3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

《参考》

(管理に関する命令又は勧告)

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方

法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告をすることができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とするこ

とができる。

- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第42条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第36条第2項、第37条第3項若しくは第40条第1項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第40条第1項の規定による負担金については、同条第2項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第1号に定める相続税額又は贈与税額と第2号に定める額との差額に相当する金額を第3号に定める年数で除して得た金額に第4号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

- 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

- 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第1項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

- 三 第2項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

- 四 第2項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

- 6 前項第2号に掲げる第1項の補助金又は負担金の額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

- 7 第1項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第33条第1項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第1項の規定により納付する金額は、同条第3項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

第167条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第1項第1号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第1号及び第2号の場合に係る通知には、第32条第1項（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第3号の場合に係る通知には、第33条（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）及び第136条の規定を、前項第4号の場合に係る通知には、第34条（第80条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第5号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第6号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第7号の場合に係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第1項第5号又は第6号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

(地方公共団体の事務)

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第189条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

■文化財保護法施行令

昭和50年9月9日政令第267号、抜粋

最終改正：平成20年3月31日政令第127号

(法第141条第2項の規定による協議)

第3条 文化庁長官が法第141条第2項の規定により行うものとされている協議は、同項に規定する勧告又は命令を行うことにより、国土の開発その他の公益を目的とする事業の円滑な実施又は農林水産業その他の地域における産業の振興に影響を及ぼすと認められる場合において、当該事業又は産業を所管する各省各庁の長と行うものとする。

2 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 10 号

最終改正：平成 20 年 7 月 31 日 文部科学省令第 24 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第 1 項、第 136 条（同法第 167 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに第 139 条第 1 項（同法第 167 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則を次のように定める。

（法第 134 条第 1 項の文部科学省令で定める基準）

第 1 条 文化財保護法（以下「法」という。）第 134 条第 1 項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 選定の中出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存に関する計画（以下「文化的景観保存計画」という。）を定めていること。
 - 二 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のため必要な規制を定めていること。
 - 三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を把握していること。
- 2 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 文化的景観の位置及び範囲
 - 二 文化的景観の保存に関する基本方針
 - 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
 - 四 文化的景観の整備に関する事項
 - 五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項
 - 六 文化的景観における重要な構成要素
 - 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項

（選定の申出）

第 2 条 法第 134 条第 1 項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市町村は、選定の申出に関し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 文化的景観の名称
- 二 文化的景観の種類
- 三 文化的景観の所在地及び面積
- 四 文化的景観の保存状況
- 五 文化的景観の特性
- 六 文化的景観保存計画
- 七 その他参考となるべき事項

前項の選定申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
- 二 文化的景観の概況を示す写真
- 三 文化的景観に係る規制に関する書類
- 四 所有者等の同意を得たことを証する書類
- 五 その他参考となるべき資料

(滅失又はき損の届出書の記載事項等)

第3条 法第136条の規定による重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地
- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
- 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
- 六 滅失又はき損の事実の生じた日時
- 七 滅失又はき損の事実の生じた当時における管理の状況
- 八 滅失又はき損の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 九 き損の場合は、き損の結果当該重要文化的景観がその保存上受ける影響
- 十 滅失又はき損の事実を知った日
- 十一 滅失又はき損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失又はき損の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(滅失又はき損の届出を要しない場合)

第4条 法第136条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。

- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- 二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
- 四 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(現状変更等の届出)

第5条 法第139条第1項の規定による重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 重要文化的景観の名称
- 二 選定年月日
- 三 重要文化的景観の所在地

- 四 選定の申出を行った都道府県又は市町村
 - 五 所有者等の氏名又は名称及び住所
 - 六 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 七 現状変更等を必要とする理由
 - 八 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 九 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観に及ぼす影響に関する事項
 - 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十一 現状変更等に係る地域の地番
 - 十二 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 十三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 3 前項第2号の実測図及び第3号の写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第6条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第7条 法第139条第1項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- 三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の所有に属する重要文化的景観の滅失又はき損等の通知)

第8条 各省各庁の長が、重要文化的景観の滅失若しくはき損又は現状変更等について、法第167条第1項第3号の規定により通知する場合については第3条の規定を、法第167条第1項第6号の規定により通知する場合については第5条及び第6条の規定を準用する。

2 法第167条第2項において準用する法第136条ただし書の規定により滅失又はき損について通知を要しない場合については第4条の規定を、法第167条第2項において準用する法第139条第1項ただし書の規定により現状変更について通知を要しない場合については前条の規定を準用する。

3 重要文化的景観選定基準及び解説

重要文化的景観選定基準：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省告示第 47 号

解説：平成 17 年 3 月 28 日 16 庁財第 413 号文化庁次長通知、抜粋

【重要文化的景観選定基準】

- 一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの
 - (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
 - (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
 - (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
 - (四) 養殖いかだ・海苔ひびなど漁ろうに関する景観地
 - (五) ため池・水路・港など水の利用に関する景観地
 - (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
 - (七) 道・広場など流通・往来に関する景観地
 - (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

- 二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

【解説】

1. 総説

(1) 第 1 項

第 1 項各号に掲げる地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地のうち、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので、数多に存在するものの中から代表的なもの又は希少性が高く他に類例を見ないものを指す。

なお、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地」とは、ある一定範囲の土地において、当該地域の住民の日常生活や住民が生活のため持続的に業を行う中で、地域独特の気候、地質、地形、植物相等を利用して作り出してきた景観地を指す。

(2) 第 2 項

第 1 項各号に掲げる景観地が相互に複合又は融合することにより、我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示す景観地を形成し、単独で展開する場合とは異なる典型的又は独特の構成・性質が認められるものを対象とするものである。

(3) その他

選定の対象とする景観地については、都市、その近郊や農山漁村のいずれに所在するか問わない。

2. 第 1 項各説

ア. 分類

第 1 項各号に定める景観地は、生業及び生活の観点から以下のように分類することができる。

- (一) ～ (六) に定める景観地は、主として生業に関連するもの。
- (七) に定める景観地は、生業と生活の両者に関連するもの。
- (八) に定める景観地は、主として生活に関連するもの。

イ. 各号の解説

(一) 水田・畑地など農耕に関する景観地

棚田・谷津田などのように地形及び農法等との関連で独特の構造を有する水田、「はさ木」等の農耕に関連する独特の施設を伴う水田、条里制等に基づく開発地割など歴史上の価値を持つ遺跡と関連する水田又は畑地、急傾斜面に造成された段々畑、平地又は緩傾斜地に展開する畑地、防風林や境界林を伴う畑地、食害を防止するために築かれた「シシ垣」を伴う畑地等を指す。

用語解説

「棚田」	急な傾斜地を耕して階段状に作った水田
「谷津田」	谷津と呼ばれる低湿地にある湿田
「はさ木」	刈り取ったイネを掛けて乾燥させるために、畦畔の立木等に横木をわたして造った施設
「条里制」	古代の土地区画制度
「段々畑」	山腹などの傾斜地に、段を設けるように作った畑
「シシ垣」	猪や鹿などから農作物をまもるために、耕作地と山林原野の境界付近に構築された垣

(二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地

茅葺き屋根の材料調達を目的とする「茅野」、秣場等の採草や放牧のための「茅場」。牛馬の生産飼育を目的とする「牧野」、「野焼き（火入れ）」を行うことにより管理された草地等を指す。

用語解説

「茅野」	茅葺き屋根の材料とするススキなどを刈り取るために管理された草地
「茅場」	秣場等の採草を目的とする草地や放牧を営むために管理された草地等
「牧野」	牛馬の生産飼育を目的として採草・放牧等に利用されている野草地及び牧草地等（森林を含む）

「野焼き（火入れ）」 新しい草がよく生えるように、春のはじめに枯れ草に火をつけて野を焼くこと

(三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地

木材生産を目的とする用材林、防風林・防潮林・鉄道林等の防災を目的として人為的管理により成立した森林、薪や木炭の原料の生産を目的とする薪炭林、シイタケ・タケノコ等の林産物の生産を目的とする二次林・竹林、生息生物等の狩猟・採集の場となっている森林を指す。

用語解説

「用材林」	木材生産を目的とする森林
「防風林」	風害を防ぐために設けた森林
「防潮林」	潮害を防ぐために設けた森林
「鉄道林」	鉄道を自然災害から守るための森林
「薪炭林」	薪や木炭の原料の生産を目的とする森林

(四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地

養殖いかだを用いた養魚及び海苔ひびを用いた海苔生産などの人工養殖のほか、定置網漁等の漁ろうによって形成された漁場を指す。

用語解説

「養殖いかだ」	魚介・海藻などを人工的に飼養して繁殖（飼育・繁殖）させるためのいかだ
「海苔ひび」	養殖する海苔を付着させるため、浅い海中に立てる木や竹の枝
「定置網漁」	移動する魚の通路に網を仕掛けて捕らえる漁法

(五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地

水系・海洋との有機的な関係に意義を有するため池・水路・水門・堰・橋梁・栈橋・運河・渡し場・港（湊）

のほか、河川・湖沼・湧き水などの水系及びそれらと一体となって生育する河畔林・葦原などの景観地を指す。

用語解説

「ため池」	灌漑・防火などの用水をためておく人工の池
「堰」	水を他へ引いたり流量を調節したりするため、川水をせきとめる所
「橋梁」	河川・溪谷・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す構造物
「栈橋」	谷間の崖などに高く架け渡した橋。港で、船を横づけするために陸から海に突き出して設けた構造物
「運河」	給排水、灌漑、船舶の航行などのために、陸地を掘り開いて造った人工の水路
「港（湊）」	海が陸地に入り込んだ地形を利用したり、防波堤を築いたりして、船舶が安全に停泊できるようにした所。
「河畔林」	河のほとり（河岸）に叢生する樹林
「葦原」	葦の多く生えている所

(六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地

金・銀・銅山その他の金属鉱山、石材採掘場、及びそれらに関連する施設により形成された独特の景観地、湧き水・土壌など地域固有の資源又は立地等地域に独特の諸条件に基づき発展した工場群などから成る景観地を指す。

用語解説

「鉱山」	地中から鉱物を採掘する場所や事業所。金山・銅山・鉄山など。
「採石場」	安山岩や砂岩など一般用岩石を採掘している所
「製造」	原料に手を加えて製品にすること

(七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地

街道筋、社寺の門前の通りなど物資の流通及び人々の往来を含むさまざまな生活活動の積み重ねにより蓄積され、継続的に利用されてきた特徴ある道・広場（場合によっては周辺の施設等を含む）などの景観地を指す。

用語解説

「流通」	貨幣・商品などが経済界や市場で移転されること
「往来」	行ったり来たりすること。人の行き来する道路。街道

(八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

地形や気候に基づき垣根（生け垣・防風石垣）・屋敷林などを伴うことによって典型的又は独特の居住の在り方を示す景観地を指す。

用語解説

「屋敷林」	屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林
「生け垣」	丈の低い樹木を植え並べてつくった垣根
「防風石垣」	家や庭の区画を限るための囲いや仕切り

4 重要文化的景観の選定制度の運用について

平成 17 年 4 月 26 日 17 庁財第 33 号、文化庁文化財部長通知、抜粋

1. 重要文化的景観の選定手続

文部科学大臣は、都道府県又は市町村（以下第 1 において「都道府県等」という。）の申出に基づき、当該都道府県等が定める景観法に規定する景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号。以下第 1 号において「省令」という。）第 1 条に定める基準に照らして当該都道府県等がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することとなる（改正法による改正後の文化財保護法（以下「法」という。）第 134 条第 1 項関係）。

この具体的な手続きとしては、一般に以下のものが考えられる。

(1) 文化的景観保存計画の策定

申出を行う都道府県等は、文化的景観の位置及び範囲、文化的景観の保存に関する基本方針等を記載した文化的景観の保存に関する計画（以下第 1 において「文化的景観保存計画」という。）を策定すること（省令第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 項関係）。

なお、文化的景観保存計画の策定に当たっては、その前提として、文化的景観の保存に関する必要な調査（以下第 1 において「保存調査」という。）を実施する必要があること。

(2) 文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例の制定

申出を行う都道府県等は、文化的景観保存計画に基づき、文化的景観の保存のために必要な規制を定める条例を制定すること（省令第 1 条第 1 項第 2 号関係）。

(3) 重要文化的景観の選定に係る申出に関する所有者等の同意

申出を行う都道府県等は、地域における人々の生活又は生業に基づく景観地について、円滑で継続的な保護措置を講じるために、所有者及び権原に基づく占有者（以下第 1 において「所有者等」という。）の同意を得ること（省令第 2 条第 1 項関係）。

(4) 重要文化的景観の選定の申出

都道府県等は、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観であって、省令第 1 条に掲げる保存のため必要な措置を講じているものについて申出を行うこと（法第 134 条第 1 項関係）。

(5) 文化審議会への諮問・答申

都道府県等からの申出があった文化的景観について、文部科学大臣が、文化審議会に諮問し（法第 153 条第 1 項第 10 号関係）、同審議会文化財分科会の専門調査会における調査審議を経て、文部科学大臣に答申が行われることとなること。

(6) 官報告示・通知等

文部科学大臣は、選定する旨を官報で告示するとともに、当該重要文化的景観の所有者等及び申出を行った都道府県等に通知することとなること。なお、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、通知に代えて、所在地の市町村の事務所等に掲示することができること（法第 134 条第 2 項関係）。

2. 文化的景観保存計画の策定に当たっての留意事項

文化的景観保存計画の策定に当たっては、文化的景観の適切な保存及び活用のために、以下の事項に留意する必要がある。

(1) 文化的景観保存計画の策定の前提として、文化的景観が有する本質的な価値を適正に評価し、保存

のための適切な措置を検討するため、保存調査を実施すること。

文化的景観は、法第2条第1項第5号において、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」として位置づけられていること。文化的景観は、長い間にわたり、人と自然との関わりの中で育まれた景観地で、我が国民の生活や生業の歴史における価値が高いものであり、手つかずの自然環境は対象とならないこと。保存調査においては、このような概念の下で、対象となる文化的景観の調査を行うこと。

保存調査においては、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点を念頭に置き、「景観単位の区分」、「構成要素の特定」、「景観単位・構成要素の相互の有機的関係の把握」、「景観単位・構成要素を地域住民がどのように認知しているかの把握」、「本質的な価値の把握」を実施する必要があること。特に「本質的な価値の把握」においては、上記3つの観点に基づき、調査結果を包括的に分析・総合化する作業が必要であること。

(注)「景観単位」とは、①地形・植生等の自然、②土地利用の歴史、③地域の生活又は生業により形成された現在の土地利用に基づきある一定の特徴を示す区域を指す。

- (2) 文化的景観保存計画に記載する文化的景観の位置及び範囲は、調査成果に基づき特定し、地番、図面又は座標により明示すること。
- (3) 文化的景観の保存に関する基本方針は、文化的景観全体を対象として、保存管理・整備活用・運営体制の観点から保護のための基本方針を示すこと。

また、景観単位及び構成要素の分布・特質に基づき、必要に応じて文化的景観の範囲を複数の地区に区分した場合には、上記に加え各地区の特性に応じた地区ごとの望ましい保存管理・整備活用・運営体制の方針を示すこと。

- (4) 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項には、土地利用の方針及び行為規制の方針を示すこと。

土地利用の方針としては、例えば、生産を伴う土地利用についてであれば、「地域の作物生産等の方針に沿いつつ、文化的景観に配慮した作物を選択することが望ましい」などの記述が考えられること。

また、行為規制の方針としては、文化的景観の全体又は各地区における土地利用の方針に基づき、文化的景観の保存の観点から、滅失又はき損、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下第1において「現状変更等」という。）の届出に係る取扱いを示すことなどが考えられること。

- (5) 文化的景観の整備に関する事項は、整備活用の方針、修復等の整備、保存に必要な施設の整備、活用のための施設の整備及び防災施設の整備について示すこと。
- (6) 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項は、運営の方針、運営体制、保存管理体制及び整備活用体制について示すこと。

3. 文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例

文化的景観の保存のため必要な規制を定める条例は、景観法の他、文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法等に基づく条例が考えられる。この場合において、地方自治法第14条のみに基づく条例は該当しない。なお、文化財保護法に基づく文化的景観の保存のための条例の規制は、景観法等に基づく土地利用規制以外で、例えば、文化的景観内の地方指定文化財（法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものをいう。以下同じ。）に関する現状変更等の文化財保護の観点から必要な規制が考えられる。

4. 選定の申出に関する所有者等の同意及び選定申出書の記載事項等についての留意事項

選定の申出に関する所有者等の同意及び選定申出書の記載事項等については、以下の事項に留意する

必要がある。

(1) 選定の申出に関する所有者等の同意

同意を得る方法については、個別に同意を得ることが原則であるが、文化的景観の実情に合わせ、所有者等で構成される組合等の団体が存する場合には、定款等に定められた手続きに基づき同意を得ること等も考えられること。

また、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）に基づき指定される歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を含む。）内の場合は国土交通大臣、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき定められる特別緑地保全地区や緑地保全地域の区域内の場合は都道府県知事からも同意を得る必要があること。

(2) 選定申出書の記載事項等

法第134条第1項の規定により都道府県等が行う文部科学大臣に対する選定の申出は、省令第2条に規定する選定申出書によること。その記載事項等については、以下に留意すること。

① 文化的景観の名称

選定の申出に係る文化的景観の名称については、申出を行う都道府県等が自ら定めるものであるが、文化的景観の種類、特性を端的に表しているものが望ましいこと。

② 文化的景観の種類

重要文化的景観選定基準（平成17年文部科学省告示第47号）に準じた文化的景観の種類を記載すること。

③ 文化的景観の所在地及び面積

申出に当たって、所在地については都道府県及び市町村名等を記載するとともに、面積については全体の面積をヘクタール単位（小数点第1位まで）で記載すること（都道府県等においては平方メートル単位で把握しておく必要がある）。

④ 文化的景観の保存状況

文化的景観の現況を把握するとともに、現在の取組が将来にわたって継続できるかどうかを判断するために、地方公共団体及び所有者等による取組を記載すること。

⑤ 文化的景観の特性

重要文化的景観は、文化的価値のあるものに限って選定するため、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものうち特に重要なもの」であることが分かる特性を示すこと。なお、特性は保存調査の成果に基づき、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の3つの観点から簡潔に記載すること。

⑥ 文化的景観保存計画

省令第1条第1項第1号に規定する文化的景観保存計画を指すこと。

⑦ その他参考となるべき事項

例えば、周辺の状況（自然、歴史、生活又は生業、土地利用等の状況）等を記載すること。

(3) 選定申出書に添付すべき書類、図面及び写真

選定申出書に添付すべき書類等については以下の事項に留意すること。

① 文化的景観の位置及び範囲を示す図面

位置及び範囲が明らかとなる図面として、例えば、景観計画を策定した際に作成した図面などが考えられること。

② 文化的景観の概況を示す写真

カラー写真で客観的に概況が的確に分かる写真が望ましいこと。なお、写真の大きさはキャビネ型とすること。

③ 文化的景観に係る規制に関する書面

文化的景観を規制している法令及び条例を添付すること。

④所有者等の同意を得たことを証する書類

省令第2条第1項に規定する所有者等の同意書を添付すること。

⑤その他参考となるべき資料

景観計画図書並びに所有者等の名簿の他、必要に応じて地籍調書、登記事項証明書、対象地域を表示する図面類等を添付すること。

5. 重要文化的景観の滅失又はき損及び現状変更等の届出についての留意事項

法第136条及び法第139条第1項の届出に係る書類は、都道府県の教育委員会を経由し、当該教育委員会において、当該書類に意見を具して送付することとなるため（法第188条第1項及び第2項関係）、届出者の手続期間等も考慮して迅速な手続に十分留意する必要がある。

6. 重要文化的景観に関する指導、助言、勧告又は命令についての留意事項

法第137条第1項、第2項及び法第139条第3項に係る指導、助言、勧告又は命令については、選定申出書の「文化的景観の特性」（省令第2条第1項第5号関係）の事項に記載する文化的景観の価値に著しい影響を及ぼす行為を行うことが明らかな場合が考えられる。

5 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について

平成 20 年 7 月 31 日 20 庁財第 148 号文化庁文化財部長通知、抜粋

1. 改正省令の概要

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 10 号。以下「省令」という。）について、以下の改正を行う。

- (1) 重要文化的景観の選定の申出の際に定めるべき文化的景観保存計画の記載事項に、当該文化的景観を形成する重要な構成要素を記載することとする。
- (2) 重要文化的景観の選定の申出に際し、これまで、都道府県又は市町村は、あらかじめ所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得ることとされていたが、文化的景観を形成する重要な構成要素である不動産の所有者等について同意を得ることが必要であることとする。

2. 留意事項

重要文化的景観に係る選定や届出等については、引き続き、文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について（平成 17 年 3 月 28 日 16 庁財第 413 号文化庁次長通知。以下「次長通知」という。）及び文化財保護法の一部改正等に伴う制度運用方針等について（平成 17 年 4 月 26 日 17 庁財第 33 号文化庁文化財部長通知。以下「部長通知」という。）に沿って適切に事務処理を行うこととするが、都道府県及び市町村においては、改正省令の施行に伴い、以下の点に留意することが必要である。

(1) 文化的景観における重要な構成要素について（省令第 1 条関係）

- ア 文化的景観における重要な構成要素とは、文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のことをいうこと（注 1）。
- イ 棚田や茶畑、茅場や造林地、養殖場や漁港など、生活・生業の営みによって形成される土地利用の形態自体を文化的景観として捉えて選定の申出を行う場合には、文化的景観に直接的な影響を与える不動産の全てを重要な構成要素として位置づけ、文化的景観保存計画に記載すること。

（注 1）重要文化的景観の選定の申出に当たっては、「自然」、「歴史」、「生活又は生業」の 3 つの観点を念頭に置いて実施する文化的景観の保存に関する必要な調査において、学術的知見に基づき、当該文化的景観の価値を評価する上で必要な構成要素を正確に特定し、これにより文化的景観保存計画において当該文化的景観の位置及び範囲、アに基づく重要な構成要素を適切に設定すること。

(2) 重要文化的景観の選定に係る申出に関する所有者等の同意について（省令第 2 条関係）

- ア 重要文化的景観の選定に係る申出を行う都道府県又は市町村は、円滑で継続的な保護措置を講ずるために、文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得ること。
- イ 同意を得る方法については、個別に同意を得ることが原則であるが、部長通知に示すとおり、文化的景観の実情に合わせ、所有者等で構成される組合等の団体が存する場合には、定款等に定められた手続きに基づき同意を得ること等も考えられること。

ウ 国の行政機関や地方公共団体などの公的主体が所有又は管理する林野や河川等の構成要素については、当該財産に関する法律等に基づき国や地方公共団体が策定している計画との整合性を確保する観点、及び関係行政機関間の円滑な連携の下に文化的景観の保護を進める観点から、所有等の同意を得ること。

(3) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の規定に基づく届出について

ア 重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出（法第 136 条関係）及び現状変更等の届出（法第 139 条関係）は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすること。

イ 届出の対象とする重要な構成要素及び滅失又はき損の様態や現状変更の行為等の具体的内容について、文化的景観保存計画に明記すること（注 2）。

（注 2） 重要文化的景観の滅失又はき損が省令第 4 条各号に定める行為による場合には、届出を要しない。なお、次長通知においても、滅失又はき損及び現状変更等の届出を要しないとした行為について例示している。

6 文化的景観保護推進事業国庫補助要項

平成 17 年 4 月 1 日 文化庁長官決定

最終改正：平成 20 年 4 月 1 日

1. 趣旨

この要項は、文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、文化的景観の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

ただし、次の事業のうち、(1) 及び (2) の事業については、重要文化的景観を対象外とし、(3) については、重要文化的景観を対象とする事業に限るものとする。

(1) 調査事業

ア 歴史の変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査に関する事業

(2) 保存計画策定事業

ア 測量、図化に関する事業

イ 重要文化的景観の選定に向けた保存計画の策定

(3) 整備事業

ア 事前調査、整備計画立案

イ 標識、説明版、境界等の設置及び改修工事

ウ 防災、便益管理施設の設置等の工事

エ 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事

(4) 普及・啓発事業

ア 上記 (1) 調査事業及び (2) 保存計画策定に関連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業

イ 上記 (1) ～ (3) の事業に係る実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 調査経費

イ 保存計画策定経費

ウ 標識・防災施設設備等設置及び改修工事経費

エ 復旧修理及び修景等工事経費

オ 普及・啓発事業実施経費

カ 設計料及び監理料

ク その他工事経費

(2) その他の経費

ア 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、原則として補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在するものである場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

別紙 文化的景観保護推進事業国庫補助要項

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
文化 的景 観保 護推 進事 業	調査経費 保存計画策定経費 標識・防災施設設備等設置及び改修工事経費 復旧修理及び修景等工事経費 普及・啓発事業実施経費 設計料及び監理料 その他工事経費	重要文化的景観保護推進事業費	共済費	〇〇保険料	
			報償費	〇〇委員会謝金	委員謝金
			賃金	調査員賃金	
			旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	調査旅費 指導旅費、講師旅費 会議出席旅費
			需用費	消耗品費 光熱水料 印刷製本費	調査用具等 保存計画、図面等印刷
			役務費	通信運搬費	
			委託料	〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇作成委託 設計料 監理料	
			使用料及び賃借料	〇〇借上料 〇〇使用料	会場、機材等
			工事請負費	請負費	
			原材料費		
その 他の 経費	事務経費	事務費	旅費	普通旅費 特別旅費	事務連絡旅費 指導監督等旅費
			需要費	消耗品費 印刷製本費	工事等報告書印刷
			役務費	通信運搬費	郵便、電信電話料等

7 景観法（抄）

平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、抜粋

最終改正：平成 21 年 6 月 24 日法律第 57 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条～第 7 条）
第 2 章	景観計画及びこれに基づく措置
第 1 節	景観計画の策定等（第 8 条～第 15 条）
第 2 節	行為の規制等（第 16 条～第 18 条）
第 3 節	景観重要建造物等
第 1 款	景観重要建造物の指定等（第 19 条～第 27 条）
第 2 款	景観重要樹木の指定等（第 28 条～第 35 条）
第 3 款	管理協定（第 36 条～第 42 条）
第 4 款	雑則（第 43 条～第 46 条）
第 4 節	景観重要公共施設の整備等（第 47 条～第 54 条）
第 5 節	景観農業振興地域整備計画等（第 55 条～第 59 条）
第 6 節	自然公園法の特例（第 60 条）
第 3 章	景観地区等
第 1 節	景観地区
第 1 款	景観地区に関する都市計画（第 61 条）
第 2 款	建築物の形態意匠の制限（第 62 条～第 71 条）
第 3 款	工作物等の制限（第 72 条・第 73 条）
第 2 節	準景観地区（第 74 条・第 75 条）
第 3 節	地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限（第 76 条）
第 4 節	雑則（第 77 条～第 80 条）
第 4 章	景観協定（第 81 条～第 91 条）
第 5 章	景観整備機構（第 92 条～第 96 条）
第 6 章	雑則（第 97 条～第 99 条）
第 7 章	罰則（第 100 条～第 107 条）
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

ならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第6条 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(定義等)

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第3号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

7 第1項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の30日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
- 二 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 三 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 四 第19条第1項の景観重要建造物又は第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
- 五 次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
 - イ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
 - ロ 当該景観計画区域内の道路法（昭和27年法律第180号）による道路、河川法（昭和39年法律第167号）による河川、都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第9条第2項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
 - ハ 景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
 - (1) 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準
 - (2) 河川法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の許可の基準
 - (3) 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準
 - (4) 海岸法第7条第1項、第8条第1項、第37条の4又は第37条の5の許可の基準
 - (5) 港湾法第37条第1項の許可の基準
 - (6) 漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準
 - ニ 第55条第1項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
 - ホ 自然公園法第13条第3項、第14条第3項又は第24条第3項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
- 六 その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項

- 3 前項第3号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
- 一 第16条第1項第4号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
 - 二 次に掲げる制限であって、第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
 - イ 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
 - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
 - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
 - ニ その他第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
- 4 景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
- 5 景観計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条第1項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
- 6 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
- 7 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
- 8 景観計画に定める第2項第5号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
- 9 第2項第5号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第1号、第2号及び第5号ニに掲げる事項並びに同項第6号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあつては、農業振興地域整備計画（同法第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。
- 10 景観計画に定める第2項第5号ホに掲げる事項は、自然公園法第2条第5号に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

(策定の手続)

第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かななければならない。

3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第5号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(特定公共施設の管理者による要請)

- 第10条** 特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第8条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。
- 2 景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第8条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。
 - 3 景観行政団体は、前2項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

(住民等による提案)

- 第11条** 第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。
- 2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。
 - 3 前2項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

(計画提案に対する景観行政団体の判断等)

- 第12条** 景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第13条 景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第9条第2項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第14条 景観行政団体は、第12条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

(景観協議会)

第15条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第92条第1項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第1項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第2節 行為の規制等

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景

観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

- 4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
- 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。
- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
 - 四 景観計画に第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 五 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
 - 六 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
 - 八 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
 - 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
 - 十 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第32条第2項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
 - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させ

るため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。
- 3 第1項の処分は、前条第1項又は第2項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行為の着手の制限)

第18条 第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から30日（特定届出対象行為について前条第4項の規定により同条第2項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第102条第4号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第1項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

- 2 景観行政団体の長は、第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第3節 景観重要建造物等

第1款 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定)

第 19 条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第 3 項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第 2 項及び第 21 条第 1 項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項の規定は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

(景観重要建造物の指定の提案)

第 20 条 景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第 1 項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 第 92 条第 1 項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第 5 節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第 1 項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3 景観行政団体の長は、前 2 項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第 1 項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第 21 条 景観行政団体の長は、第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第 2 項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2 景観行政団体は、第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第 22 条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 景観行政団体の長は、第 1 項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

(原状回復命令等)

第 23 条 景観行政団体の長は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第 24 条 景観行政団体は、第 22 条第 1 項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

2 前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 94 条第 2 項の規定による裁決を申請することができる。

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第 25 条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第 26 条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第 2 項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第 27 条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第 19 条第 3 項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 3 第21条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第2款 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定)

第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第30条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

(景観重要樹木の指定の提案)

第29条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第1項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第1項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。
- 3 景観行政団体の長は、前2項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第1項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知等)

第30条 景観行政団体の長は、第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定があつたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

- 2 第24条の規定は、前条第1項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第33条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第34条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第35条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第30条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第3款 管理協定

(管理協定の締結等)

第36条 景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第42条第1項において同じ。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。

- 一 管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる景観重要樹木（以下「協定樹木」という。）
- 二 協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 前項第2号から第4号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。

3 景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(管理協定の縦覧等)

第37条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第3項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第38条 景観行政団体の長は、第36条第3項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 管理協定の内容が、第36条第2項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告)

第39条 景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

(管理協定の変更)

第40条 第36条第2項及び第3項並びに前3条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

(管理協定の効力)

第41条 第39条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

(緑地管理機構の業務の特例)

第42条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構であって同法第69条第1号イの業務を行うもの（以下この節において「緑地管理機構」という。）は、景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条各号に掲げる業務のほか、当該景観重要樹木の所有者と管理協定を締結して、当該景観重要樹木の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

- 2 前項の場合においては、都市緑地法第70条中「又はニ（1）に掲げる業務」とあるのは、「若しくはニ（1）に掲げる業務又は景観法第42条第1項に規定する業務」とする。
- 3 第36条第2項及び第3項並びに第37条から前条までの規定は、前2項の規定により緑地管理機構が業務を行う場合について準用する。

第4款 雑則

(所有者の変更の場合の届出)

第43条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(台帳)

第44条 景観行政団体の長は、景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令（都市計画区域外の景観重要樹木に関する台帳にあっては、国土交通省令・農林水産省令）で定める。

(報告の徴収)

第45条 景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者に対し、景観重要建造物又は景観重要樹木の現状について報告を求めることができる。

(助言又は援助)

第46条 景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、景観重要樹木の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第4節 景観重要公共施設の整備等

(景観重要公共施設の整備)

第47条 景観計画に第8条第2項第5号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例)

第48条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条の規定の適用については、同条第1項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画（景観法第8条第1項に規定する景観計画をいう。）に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第2項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。）、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同条第3項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

(道路法の特例)

第49条 景観計画に第8条第2項第5号ハ（1）の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第33条、第36条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、同法第33条及び第36条第2項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ハ（1）の許可の基準」と、同法第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

(河川法の規定による許可の特例)

第50条 景観計画に第8条第2項第5号ハ（2）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者（同法第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（2）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(都市公園法の規定による許可の特例等)

第51条 景観計画に第8条第2項第5号ハ（3）の許可の基準（都市公園法第5条第1項の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法による都市公園（以下この条において「景観重要都市公園」という。）における同法第5条第1項の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者（同項に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（3）の許可の基準に適合しない場合には、同項の許可をしてはならない。

2 景観計画に第8条第2項第5号ハ（3）の許可の基準（都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要都市公園についての同法第7条の規定の適用については、同条中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ハ（3）の許可の基準」とする。

(海岸法の特例等)

第52条 景観計画に第8条第2項第5号ハ（4）の許可の基準（海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第7条第2項及び第8条第2項の規定の適用については、同法第7条第2項中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼすおそれがあり、又は景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ハ（4）の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第8条第2項中「前条第2項」とあるのは「景観法第52条第1項の規定により読み替えて適用する前条第2項」と、「準用する」とある

のは「準用する。この場合において、同条第2項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第1項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

- 2 景観計画に第8条第2項第5号ハ(4)の許可の基準(海岸法第37条の4又は第37条の5の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。)が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域(同法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域をいう。)内における同法第37条の4又は第37条の5の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者(同法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。)は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ(4)の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

(港湾法の特例)

- 第53条** 景観計画に第8条第2項第5号ハ(5)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法による港湾についての同法第37条第2項の規定の適用については、同項中「又は第3条の3第9項」とあるのは「若しくは第3条の3第9項」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ハ(5)の許可の基準に適合しないものである」とする。

(漁港漁場整備法の特例)

- 第54条** 景観計画に第8条第2項第5号ハ(6)の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法による漁港についての同法第39条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ハ(6)の許可の基準に適合しない」と、同条第3項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第5節 景観農業振興地域整備計画等

(景観農業振興地域整備計画)

- 第55条** 市町村は、第8条第2項第5号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域をいう。)内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地(同法第3条第1号に規定する農用地をいう。以下同じ。)及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

- 2 景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観農業振興地域整備計画の区域

- 二 前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

- 三 第1号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第2号、第2号の2及び第4号に掲げる事項

- 3 景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第4条第3項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第1号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

- 4 農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項前段、第10条第2項、第11条(第9項後段及び第12項を除く。)、第12条並びに第13条第1項前段及び第4項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第11条第3項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画(景観法第55条第1項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)に係る同条第2項第1号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第1項」と、同条第10項中「農用地区域」とあるのは「景観法第55条第2項第1号の区域」と、

同条第 11 項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従つて利用する」と、同法第 13 条第 1 項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第 8 条第 1 項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第 1 項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第 4 項中「第 8 条第 4 項及び第 11 条（第 12 項を除く。）」とあるのは「第 8 条第 4 項前段及び第 11 条（第 9 項後段及び第 12 項を除く。）」と読み替えるものとする。

(土地利用についての勧告)

第 56 条 市町村長は、前条第 2 項第 1 号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

(農地法の特例)

第 57 条 前条第 2 項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 3 条第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）又は都道府県知事は、前条第 2 項の勧告に係る協議がととのったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、農地法第 3 条第 2 項（第 2 号の 2、第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第 1 項の許可をすることができる。

2 前条第 2 項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地については、農地法第 6 条第 1 項の規定は、適用しない。

3 前条第 2 項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第 19 条本文並びに第 20 条第 1 項本文、第 7 項及び第 8 項の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第 58 条 都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第 55 条第 2 項第 1 号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第 15 条の 2 第 4 項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

2 前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 5 項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第 55 条第 1 項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従つた利用を確保するために」とする。

(市町村森林整備計画の変更)

第 59 条 市町村は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項及び第 3 項に規定する場合のほか、その区域内にある同法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認める場合には、同法第 10 条の 5 第 1 項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、森林法第 10 条の 6 第 3 項の規定によりしたものとみなす。

第6節 自然公園法の特例

第60条 第8条第2項第5号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第13条第4項、第14条第4項及び第24条第4項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第8条第1項に規定する景観計画に定められた同条第2項第5号ホの許可の基準」とする。

第3章 景観地区等

第1節 景観地区

第1款 景観地区に関する都市計画

第61条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項のほか、第1号に掲げる事項を定めるとともに、第2号から第4号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 一 建築物の形態意匠の制限
- 二 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 三 壁面の位置の制限
- 四 建築物の敷地面積の最低限度

第2款 建築物の形態意匠の制限

(建築物の形態意匠の制限)

第62条 景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。

(計画の認定)

第63条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

- 2 市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第101条第3号において同じ。）は、することができない。
- 5 第1項の申請書、第2項の認定証及び第3項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

(違反建築物に対する措置)

第64条 市町村長は、第62条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、

模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第65条 市町村長は、前条第1項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第7項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例)

第66条 国又は地方公共団体の建築物については、第63条から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

- 2 景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第62条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。
- 4 第2項の通知に係る建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 5 市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第62条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第64条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(条例との関係)

第 67 条 第 63 条第 2 項及び前条第 3 項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(工事現場における認定の表示等)

第 68 条 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第 63 条第 2 項又は第 66 条第 3 項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第 63 条第 2 項又は第 66 条第 3 項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(適用の除外)

第 69 条 第 62 条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

- 一 第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
 - 二 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 三 文化財保護法第 143 条第 1 項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物
 - 四 第 2 号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの
- 2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第 62 条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。
- 一 景観地区に関する都市計画の変更前に第 62 条の規定に違反している建築物又はその部分
 - 二 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物
 - 三 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

(形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)

第 70 条 市町村長は、前条第 2 項の規定により第 62 条から第 68 条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

2 前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第 94 条第 2 項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

(報告及び立入検査)

第 71 条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、

建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3款 工作物等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第72条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域（当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第4項において同じ。）における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。）の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

- 2 前項前段の規定に基づく条例（以下「景観地区工作物制限条例」という。）で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第63条、第64条、第66条、第68条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 3 前項の規定は、第63条第2項及び第66条第3項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
- 4 工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第64条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
- 5 景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第64条第1項の処分に対応する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

(開発行為等の制限)

第73条 市町村は、景観地区内において、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（次節において「開発行為」という。）その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。

- 2 都市計画法第51条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第2節 準景観地区

(準景観地区の指定)

第74条 市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、

準景観地区を指定することができる。

- 2 市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。
- 4 市町村は、第1項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。
- 6 前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

(準景観地区内における行為の規制)

- 第75条** 市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第68条の9第2項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。
- 2 市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。
 - 3 都市計画法第51条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第3節 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

- 第76条** 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。
- 2 前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。
 - 3 第1項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第63条、第64条、第66条、第68条及び第71条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。
 - 4 前項の規定は、第63条第2項及び第66条第3項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
 - 5 地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第64条第1項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることがで

きる。

- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第4節 雑則

(仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和)

第77条 非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するもの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの
 - 二 被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの
- 2 災害があった場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。
- 3 前2項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。
- 4 市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。
- 5 市町村長は、第3項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

(国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助)

第78条 市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(市町村長に対する指示等)

第79条 国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行った指示に従わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第1項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、

自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

(書類の閲覧)

第 80 条 市町村長は、第 63 条第 1 項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

第 4 章 景観協定

(景観協定の締結等)

第 81 条 景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第 83 条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）
- 二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
 - ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
 - ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項
 - ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観協定の有効期間

四 景観協定に違反した場合の措置

3 景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であつて、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4 景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る景観協定の縦覧等)

第 82 条 景観行政団体の長は、前条第 4 項の規定による景観協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に意見書を提出することができる。

(景観協定の認可)

第 83 条 景観行政団体の長は、第 81 条第 4 項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。

- 二 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第81条第2項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 建築基準法第4条第1項の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第81条第2項第2号ロに掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 景観行政団体の長は、第1項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（景観協定の変更）

第84条 景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（景観協定区域からの除外）

第85条 景観協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

- 2 景観協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画又は大都市住宅等供給法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市住宅等供給法第82条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項（大都市住宅等供給法第83条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。
- 3 前2項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 4 第83条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第1項又は第2項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（景観協定の効力）

第86条 第83条第3項（第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった景観協定は、その公告のあった後において当該景観協定区域内の土地所有者等となった者（当該景観協定について第81条第1項又は第84条第1項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等）

第87条 景観協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該景観協定の効力が及ばないものは、第83条第3項（第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公

告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

- 2 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第83条第3項（第84条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。
- 3 景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観協定区域の一部となるものとする。
- 4 第83条第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
- 5 景観協定は、第1項又は第2項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第83条第3項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該景観協定について第2項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(景観協定の廃止)

第88条 景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、第81条第4項又は第84条第1項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第89条 土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第81条第1項、第84条第1項、第87条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

(一の所有者による景観協定の設定)

第90条 景観計画区域内の一団の土地（第81条第1項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第83条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。
- 3 第83条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による認可について準用する。
- 4 第2項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して3年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第83条第3項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

(借主等の地位)

第91条 景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

- 2 景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収

益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第5章 景観整備機構

(指定)

第92条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第93条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。

三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五 第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

(機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第94条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項の規定は、機構に対し、前条第4号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第95条 景観行政団体の長は、第93条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 景観行政団体の長は、機構が第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第92条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

4 景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第96条 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 雑則

(権限の委任)

第97条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)

第98条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第99条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第7章 罰則

第100条 第17条第5項の規定による景観行政団体の長の命令又は第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項の規定による景観行政団体の長の命令又は第70条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者
- 二 第63条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
- 三 第63条第4項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者
- 四 第77条第3項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第17条第7項又は第71条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第17条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第71条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第18条第1項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者
- 五 第22条第1項又は第31条第1項の規定に違反して、行為をした者
- 六 第22条第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者
- 七 第23条第1項（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者
- 八 第68条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第103条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第104条 第26条又は第34条の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

第105条 第45条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

第106条 第43条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

第107条 第72条第1項、第73条第1項、第75条第1項若しくは第2項又は第76条第1項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、50万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

8 地方税法（抄）

昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号、抜粋

最終改正：平成 21 年 6 月 26 日法律第 63 号

第 3 章 市町村の普通税

第 2 節 固定資産税

第 349 条の 3

- 11 文化財保護法第 58 条第 1 項に規定する登録有形文化財又は同法第 90 条第 3 項に規定する登録有形民俗文化財である家屋、同法第 133 条に規定する登録記念物である家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地並びに同法第 134 条第 1 項に規定する重要文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 349 条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

《参考》

■地方税法施行令

昭和 25 年 7 月 31 日政令第 245 号、抜粋

最終改正：平成 21 年 10 月 28 日政令第 251 号

第 3 章 市町村の普通税

第 2 節 固定資産税

第 52 条の 3 の 3

法第 349 条の 3 第 11 項に規定する家屋で政令で定めるものは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 134 条第 1 項に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定める家屋（総務省令で定めるものを除く。）とする。

9 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（抄）

平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号、抜粋

目次

第 1 章	総 則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章	歴史的風致維持向上基本方針（第 4 条）
第 3 章	歴史的風致維持向上計画の認定等（第 5 条～第 11 条）
第 4 章	認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置
第 1 節	歴史的風致形成建造物（第 12 条～第 21 条）
第 2 節	歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例（第 22 条～第 30 条）
第 5 章	歴史的風致維持向上地区計画（第 31 条～第 33 条）
第 6 章	歴史的風致維持向上支援法人（第 34 条～第 37 条）
第 7 章	雑則（第 38 条・第 39 条）
第 8 章	罰則（第 40 条・第 41 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「公共施設」とは、道路、駐車場、公園、水路その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

2 この法律において「重点区域」とは、次に掲げる要件に該当する土地の区域をいう。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

イ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項、第 78 条第 1 項又は第 109 条第 1 項の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地

ロ 文化財保護法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区（以下単に「重要伝統的建造物群保存地区」という。）内の土地

二 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。

（国及び地方公共団体の努力義務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、第 31 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上地区計画その他の都市計画の決定、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設（以下「歴史的風致維持向上施設」という。）の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 歴史的風致維持向上基本方針

第4条 主務大臣は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（以下「歴史的風致維持向上基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 歴史的風致維持向上基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項
 - 二 重点区域の設定に関する基本的事項
 - 三 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項
 - 四 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項
 - 五 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
 - 六 次条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画の同条第8項の認定に関する基本的事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項
- 3 主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、歴史的風致維持向上基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、歴史的風致維持向上基本方針の変更について準用する。

第3章 歴史的風致維持向上計画の認定等

(歴史的風致維持向上計画の認定)

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
 - 二 重点区域の位置及び区域
 - 三 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの
 - イ 文化財の保存又は活用に関する事項
 - ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
 - 四 第12条第1項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針
 - 五 第12条第1項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
 - 六 計画期間
 - 七 その他主務省令で定める事項
- 3 前項第3号ロに掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 次のイ又はロのいずれかに該当する歴史上価値の高い農業用水路その他の農業用排水施設であって、現に地域における歴史的風致を形成しており、かつ、当該農業用排水施設の有する耕作の目的に供される土地の保全又は利用上必要な機能の確保と併せてその歴史的風致の維持及び向上を図ることが必要と認められるもの並びにその管理に関する事項
 - イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた農業用排水施設
 - ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項の規定により農業振興地域整備計画において定められた同項第1号に規定する農用地区域（第23条において単に「農用地区域」という。）内に存する農業用排水施設
 - 二 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（以下単に「都市公園」

- という。)の維持又は同条第2項に規定する公園施設(以下単に「公園施設」という。)の新設、増設若しくは改築であって、公園施設である城跡に係る城の復原に関する工事その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定めるもののうち、当該市町村以外の地方公共団体が公園管理者(同法第5条第1項に規定する公園管理者をいう。以下同じ。)である重点区域内の都市公園について当該市町村が行おうとするものに関する事項
- 三 駐車場法(昭和32年法律第106号)第3条第1項に規定する駐車場整備地区内に整備されるべき同法第4条第2項第5号の主要な路外駐車場(都市計画において定められたものを除く。以下「特定路外駐車場」という。)の整備に関する事項
- 四 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域(以下単に「市街化調整区域」という。)内に存する遺跡で現に地域における歴史的風致を形成しているものに係る歴史上価値の高い楼門(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下単に「建築物」という。)であるものに限る。)その他当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為のうち主として建築物の建築の用に供する目的で行うものをいう。第28条第1項において同じ。)又は建築行為(建築物の新築又は改築をいう。第28条第2項において同じ。)であって、当該建築物の用途からみて市街化調整区域内の土地において実施されることが適当と認められるものに関する事項
- 五 重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去をし、又はこれらの設置の制限をすることが必要と認められる道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路又はその部分に関する事項
- 4 市町村は、歴史的風致維持向上計画に次の各号(当該市町村が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下単に「指定都市」という。)、同法第252条の22第1項に規定する中核市(以下単に「中核市」という。))又は同法第252条の26の3第1項に規定する特例市(第28条第2項において単に「特例市」という。)である場合にあっては、第4号を除く。)に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者(第1号、第2号及び第5号に定める者にあつては、当該市町村を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 第2項第3号ロに掲げる事項当該歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
- 二 前項第1号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる農業用排水施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者
- イ 前項第1号に規定する農業用排水施設(同号イに該当するものに限る。)都道府県(土地改良法第94条の10第1項の規定により当該都道府県が当該農業用排水施設を同法第94条の3第1項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあっては、当該土地改良区等を含む。)
- ロ 前項第1号に規定する農業用排水施設(同号ロに該当するものに限る。)都道府県知事
- 三 前項第2号に掲げる事項 当該都市公園の公園管理者
- 四 前項第4号に掲げる事項 都道府県知事
- 五 前項第5号に掲げる事項 当該道路又はその部分の道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。)
- 5 市町村は、歴史的風致維持向上計画に第2項第3号イに掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者(所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、文化財保護法第32条の2第5項(同法第80条において準用する場合を含む。)、第60条第3項(同法第90条第3項において準用する場合を含む。))又は第115条第1項(同法第133条において準用する場合を含む。)に規定する管理団体がある場合にあっては当該管理団体とする。)及

び権原に基づく占有者（いずれも当該市町村を除く。）又は保持者（当該文化財が重要無形文化財（同法第71条第1項に規定する重要無形文化財をいう。第12条第1項において同じ。）である場合にあっては、同法第71条第2項の規定により保持者又は保持団体として認定されている者）の意見を聴かなければならない。

6 市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第11条第1項の規定により協議会が組織され、又は文化財保護法第190条第1項の規定により当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

7 歴史的風致維持向上計画は、当該市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第2条第4項（同法第281条第3項において準用する場合を含む。）に規定する基本構想をいう。）に即するとともに、都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

8 主務大臣は、第1項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10 主務大臣は、第8項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

11 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る歴史的風致維持向上計画を公表するとともに、当該通知を受けた旨を都道府県に通知しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第6条 主務大臣は、前条第1項の規定による認定の申請を受けた日から三月以内において速やかに、同条第8項の認定に関する処分を行わなければならない。

（認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更）

第7条 第5条第8項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第5条第4項から第11項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。

（認定歴史的風致維持向上計画の実施状況に関する報告の徴収）

第8条 主務大臣は、認定市町村に対し、第5条第8項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。第24条第1項を除き、以下同じ。）を受けた歴史的風致維持向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第9条 主務大臣は、認定歴史的風致維持向上計画が第5条第8項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村に通知しなければならない。

3 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を、公表するとともに、都道府県に通知

しなければならない。

(認定市町村への助言、援助等)

第10条 都道府県は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うことができる。

- 2 国は、認定市町村に対し、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、国及び認定市町村は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 4 認定市町村の長及び教育委員会は、認定歴史的風致維持向上計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第11条 市町村は、歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
 - 三 第34条第1項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人（次章において「支援法人」という。）
 - 四 都道府県、重要文化財建造物等の所有者、学識経験者その他の市町村が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 第1項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第4章 認定歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置

第1節 歴史的風致形成建造物

(歴史的風致形成建造物の指定)

第12条 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第5条第2項第6号の計画期間（以下「認定計画期間」という。）内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第4号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域（以下「認定重点区域」という。）内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第78条第1項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。第17条第1項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であって、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）及び当該市町村の教育委員会の意見を聴くとともに、当該建造物が公共施設である場合にあっては、当該公共施設の管理者（当該市町村を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

- 3 市町村の教育委員会は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、当該建造物が文化財保護法第2条第1項第1号に規定する有形文化財、同項第3号に規定する民俗文化財又は同項第4号に規定する記念物（以下「有形文化財等」という。）に該当すると認めるときは、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(歴史的風致形成建造物の指定の提案)

- 第13条** 認定重点区域内の建造物の所有者は、認定計画期間内に限り、当該建造物が前条第1項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。
- 2 支援法人は、認定計画期間内に限り、認定重点区域内の建造物が前条第1項に規定する建造物に該当すると思料するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）の同意を得て、市町村長に対し、当該建造物を歴史的風致形成建造物として指定することを提案することができる。
 - 3 市町村長は、前2項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る建造物について前条第1項の規定による指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。
 - 4 市町村長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(指定の通知等)

- 第14条** 市町村長は、第12条第1項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨（当該歴史的風致形成建造物が同条第3項の規定による通知がなされた建造物である場合にあっては、当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨を含む。）を当該歴史的風致形成建造物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあってはその全員とし、当該歴史的風致形成建造物の指定が前条第2項の規定による提案に基づくものである場合にあってはその提案をした支援法人を含む。）に通知しなければならない。
- 2 市町村は、第12条第1項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(増築等の届出及び勧告等)

- 第15条** 歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 四 前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 3 市町村長は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第5条第2項第5号に掲げる事項を勧告して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、当該歴史的風致形成建造物が第12条第3項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 市町村長は、第3項の規定による勧告を受けた者の申出があった場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該歴史的風致形成建造物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第1項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による通知があった場合において、当該歴史的風致形成建造物の保全を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第5条第2項第5号に掲げる事項を勧案して、当該歴史的風致形成建造物の保全のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

(歴史的風致形成建造物の所有者等の管理義務)

第16条 歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、当該歴史的風致形成建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理しなければならない。

(指定の解除)

第17条 市町村長は、歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、当該歴史的風致形成建造物の指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、歴史的風致形成建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。この場合において、当該歴史的風致形成建造物が第12条第3項の規定による通知がなされた建造物であるときは、あらかじめ、当該市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、前2項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を解除したときは、直ちに、その旨を当該歴史的風致形成建造物の所有者に通知しなければならない。

(所有者の変更の場合の届出)

第18条 歴史的風致形成建造物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(台帳)

第19条 市町村長は、歴史的風致形成建造物に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(歴史的風致形成建造物の現状に関する報告の徴収)

第20条 市町村長は、必要があると認めるときは、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、その現状について報告を求めることができる。

(管理又は修理に関する技術的指導等)

第21条 第14条第1項の規定による通知（当該歴史的風致形成建造物が有形文化財等に該当する旨をその内容に含むものに限る。）を受けた歴史的風致形成建造物（文化財保護法第2条第1項第1号に規定する有形文化財、同法第90条第3項に規定する登録有形民俗文化財又は同法第133条に規定する登録記念物であるものを除く。以下この項において同じ。）の所有者その他当該歴史的風致形成建造物の管理について権原を有する者は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関する技術的指導を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、歴史的風致形成建造物の所有者その他歴史的風致形成建造物の管理に

ついて権原を有する者は、市町村長又は支援法人に対し、当該歴史的風致形成建造物の管理又は修理に関し必要な助言その他の援助を求めることができる。

第2節 歴史的風致維持向上施設の整備等に関する特例

(土地改良施設である農業用排水施設の管理の特例)

第22条 都道府県は、支援法人に対し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第5条第3項第1号に規定する農業用排水施設（同号イに該当するものに限る。）の管理の全部又は一部を委託することができる。

2 土地改良法第94条の6第2項の規定は、前項に規定する農業用排水施設についての同項の規定による管理の委託について準用する。この場合において、同条第2項中「その国営土地改良事業」とあるのは「その都道府県営土地改良事業」と、「準拠して」とあるのは「準拠するとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第8条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された同法第5条第3項第1号に規定する農業用排水施設（同号イに該当するものに限る。）の管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

(農用地区域内における開発行為の許可の特例)

第23条 第5条第3項第1号に掲げる事項（同号ロに該当する農業用排水施設に係るものに限る。）に記載された歴史的風致維持向上計画が同条第8項の認定を受けた場合において、当該農業用排水施設の存する農用地区域内の開発行為（農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項に規定する開発行為をいう。）について、同法第15条の2第1項の許可の申請があったときにおける同条第4項の規定の適用については、同項第3号中「機能」とあるのは、「機能又は当該農業用排水施設が形成している歴史的風致（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第1条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上」とする。

(文化財保護法の規定による事務の認定市町村の教育委員会による実施)

第24条 文化庁長官は、次に掲げるその権限に属する事務であつて、第5条第8項の認定を受けた町村（以下この条において「認定町村」という。）の区域内の重要文化財建造物等に係るものの全部又は一部については、認定計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定町村の教育委員会が行うこととすることができる。

1 文化財保護法第43条第1項から第4項まで又は第125条第1項から第4項までの規定により、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）をし、並びに現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命ずること。

2 文化財保護法第54条（同法第86条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第55条第1項、第130条（同法第172条第5項において準用する場合を含む。）又は第131条第1項の規定により、報告を求め、並びに立入調査及び調査のため必要な措置をさせること。

2 前項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第43条第4項（同法第125条第3項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の取消しをする場合において、聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。この場合においては、文化財保護法第154条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により認定町村の教育委員会が文化財保護法第55条第1項又は第131条第1項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置をさせようとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合においては、同法第155条第2項から第4項までの規定を準用する。

4 文化財保護法第184条第2項、第4項（第3号に係る部分を除く。）及び第5項から第8項までの

規定は、認定町村の教育委員会について準用する。

- 5 認定市町村の長は、認定歴史的風致維持向上計画を実施する上で特に必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、文部科学大臣に対し、第1項に規定する事務の全部又は一部を、文化財保護法第184条第1項又は第1項の規定により当該認定市町村の教育委員会が処理することとするよう要請することができる。
- 6 認定市町村の議会は、前項の議決をしようとするときは、あらかじめ、当該認定市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第5章 歴史的風致維持向上地区計画

(歴史的風致維持向上地区計画)

第31条 次に掲げる条件に該当する土地の区域で、当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、その歴史的風致にふさわしい用途の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の整備（既存の建築物等の用途を変更して当該歴史的風致にふさわしい用途の建築物等とすることを含む。）及び当該区域内の市街地の保全を総合的に行うことが必要であると認められるものについては、都市計画に歴史的風致維持向上地区計画を定めることができる。

- 一 現に相当数の建築物等の建築又は用途の変更が行われつつあり、又は行われることが確実であると認められる土地の区域であること。
 - 二 当該区域における歴史的風致の維持及び向上に支障を来し、又は来すおそれがあると認められる土地の区域であること。
 - 三 当該区域における歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図ることが、当該都市の健全な発展及び文化の向上に貢献することとなる土地の区域であること。
 - 四 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域であること。
- 2 歴史的風致維持向上地区計画については、都市計画法第12条の4第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。
- 一 当該歴史的風致維持向上地区計画の目標
 - 二 当該区域の土地利用に関する基本方針
 - 三 当該区域の整備及び保全に関する方針
 - 四 主として街区内の居住者、滞在者その他の者の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設（次条において単に「都市計画施設」という。）を除く。以下「地区施設」という。）及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下この章において「歴史的風致維持向上地区整備計画」という。）
- 3 前項第2号の基本方針には、次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 次に掲げる建築物等のうち、当該区域における歴史的風致の維持及び向上のため、当該区域において整備をすべき建築物等の用途及び規模に関する事項
 - イ 地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品の販売を主たる目的とする店舗
 - ロ 地域の伝統的な特産物を主たる材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店
 - ハ 地域の伝統的な技術又は技能による工芸品、食品その他の物品の製造を主たる目的とする工場
 - ニ 地域の歴史上価値の高い美術品、地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品その他これらに類する物品の展示を主たる目的とする展示場、博物館又は美術館
 - ホ その他地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして政令で定める建築物等
 - 二 前号に規定する建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限に関する基本的事項
 - 三 第1号に規定する建築物等の整備（既存の建築物等の用途を変更して同号に規定する建築物等とすることを含む。）をすべき土地の区域
- 4 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、歴史的風致維持向上地区

計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

- 一 地区施設の配置及び規模
 - 二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度又は最低限度、建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。次条において同じ。）における工作物（建築物を除く。次条において同じ。）の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。）の最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの
 - 三 現に存する樹林地、草地その他の緑地で歴史的風致の維持及び向上を図るとともに、良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの
- 5 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定めるに当たっては、次に掲げるところに従わなければならない。
- 一 土地利用に関する基本方針は、当該区域における歴史的風致の維持及び向上が図られるように定めること。この場合において、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、当該区域の周辺の住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障を来さないように定めること。
 - 二 地区施設は、当該地区施設が、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における歴史的風致の維持及び向上並びに良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。
 - 三 歴史的風致維持向上地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域における歴史的風致にふさわしい用途、容積、高さ、配列及び形態を備えた建築物等の整備により当該区域内において土地の合理的かつ健全な利用が行われることとなるよう定めること。
- 6 歴史的風致維持向上地区計画を都市計画に定める際、当該歴史的風致維持向上地区計画の区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について歴史的風致維持向上地区整備計画を定めるときは、当該歴史的風致維持向上地区計画については、歴史的風致維持向上地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

(区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する歴史的風致維持向上地区整備計画)

第32条 歴史的風致維持向上地区整備計画においては、当該歴史的風致維持向上地区整備計画の区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるときは、壁面の位置の制限（道路（都市計画施設又は地区施設である計画道路を含む。）に面する壁面の位置の制限を含むものに限る。）、壁面後退区域における工作物の設置の制限（当該壁面後退区域において連続的に有効な空地を確保するため必要な工作物の設置の制限を含むものに限る。）及び建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

(行為の届出及び勧告等)

第33条 歴史的風致維持向上地区計画の区域（歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - 四 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
 - 五 都市計画法第29条第1項の許可を要する行為
 - 六 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 3 市町村長は、第1項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が歴史的風致維持向上地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため必要があると認められるときは、歴史的風致維持向上地区計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を講ずることについて助言又は指導をするものとする。

第7章 雑則

(主務大臣及び主務省令)

第38条 この法律における主務大臣は、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、文部科学省令・国土交通省令とする。ただし、第5条第2項第7号及び第7条第1項に規定する主務省令については、文部科学省令・農林水産省令・国土交通省令とする。